

舟形中学校部活動地域展開「わかあゆクラブ 各種目クラブ」に関する認定要項

1. 目的

舟形中学校における休日の部活動の受け皿として、「わかあゆクラブ」における「各種目クラブ」として認定し（以下「認定クラブ」）、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

2. 認定の要件

「認定クラブ」の認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 舟形中学校における休日の部活動の受け皿として、中学生を対象に、スポーツまたは文化芸術活動に継続して親しみ、楽しむことができる環境・機会を確保すること。
- (2) 「舟形中学校部活動ガイドライン」に沿った活動（休養日・活動時間等）であること。
- (3) 舟形町内の社会教育施設等の公共施設または学校施設を活動の拠点としていること。
- (4) 「認定クラブ」に参加する会員（中学生等及び保護者）が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際の会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- (5) 団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- (6) 会員から運営に必要な会費等を徴収していること。
- (7) 営利を目的とした団体でないこと。
- (8) 中体連主催以外の各種大会参加は、「認定クラブ」としての参加を原則とすること。

3. 認定の申請

「認定クラブ」として認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という）は、「わかあゆクラブ認定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、舟形町教育委員会（以下「教育委員会」という）に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約または、それに相当するもの
- (2) 当年度の活動計画書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

4. 認定の決定

教育委員会は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査を行い、認定の可否について判断し、「わかあゆクラブ認定通知書」（様式第3号）または「わかあゆクラブ不認定通知書」（様式第4号）を申請団体に送付する。

5. 変更の届出

認定を受けたクラブは、「わかあゆクラブ認定申請書」（様式第1号）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6. 認定の取消し

教育委員会は、「認定クラブ」が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) 「認定クラブ」としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、教育委員会が「認定クラブ」として不相当と認めたとき。

7. 「認定クラブ」に対する支援

教育委員会は、認定地域クラブに対し、支援を行うものとする。

8. 「認定クラブ」の責務

- (1) 「認定クラブ」は、教育委員会が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うものとする。
- (2) 「認定クラブ」は会員に対してスポーツ安全保険等、傷害保険の加入促進に努めなければならない。

9. その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

10. 実施に伴う書類

「認定クラブ」の認定に関する必要書類は次のとおりとする。

- (1) 「認定クラブ」認定申請書（様式第1号）
- (2) 活動計画書（様式第2号）
- (3) 規約または会則等

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。